平成２８年１月１日からマイナンバー記載に伴い

必要になるマイナンバーの本人確認

平成２８年１月から、国民健康保険に係る申請等の際には、世帯主と対象の方のマイナンバーのご記入、世帯主のマイナンバーの確認、そして窓口に来られた方の身元確認が必要になります。

窓口にお越しいただく際には、以下の確認のため『マイナンバーが確認できる書類』と運転免許証などの『身元確認書類』をお持ちください。

**平成２８年１月１日からマイナンバー記載に伴い必要になるマイナンバーの本人確認**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 窓口に来られた方 | | マイナンバー確認 | 身元確認 | 代理権の確認  **【注３】** |
| 世帯主 | | 世帯主のマイナンバーの確認が必要**【注１－１】** | （世帯主の）身元確認が必要**【注２】** | － |
| 代理人 | 同　一 世帯員 | 世帯主のマイナンバーの確認が必要**【注１－２】** | （窓口に来られた）同一世帯員の身元確認が必要**【注２】** |
| 別世帯 | 代理人の身元確認が必要**【注２】** | １.　法定代理人の場合は、戸籍謄本　その他その資格を証明する書類  ２． 任意代理人の場合は委任状  ３.　１.２.が困難な場合は、世帯主　　の被保険者証又は個人番号カード（当分の間、通知カードも可）は１点、上記以外は世帯主の**【注２】**身元確認書類の種別に従い、１点又は２点 |

**【注１－１】世帯主のマイナンバーが確認できる書類**

下記のいずれかが必要です

個人番号カード

通知カード

マイナンバーが記載された住民票の写し

マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ただし、郵送で申請する場合はコピーを添付

**【注１－２】代理人の場合、世帯主のマイナンバーが確認できる書類**

下記のいずれかが必要です

個人番号カード、又はそのコピー

通知カード、又はそのコピー

マイナンバーが記載された住民票の写し

マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書、又はそのコピー

※ただし、郵送で申請する場合はコピーを添付

**【注２】身元確認書類**

下表のいずれかが必要です。

※ただし、郵送で申請する場合はコピーを添付してください。また、当該書類に最新の住所が裏書されている場合には、裏面のコピーも提出してください。

身元確認書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 書類一覧 |
| １点で良いもの  　　　　（原本） | ・個人番号カード  ・運転免許証  ・運転経歴証明書  ・パスポート  ・身体障害者手帳  ・精神障害者保健福祉手帳  ・療育手帳  ・在留カード  ・特別永住者証明書  ・住民基本台帳カード（顔写真付） |
| ２点が必要なもの  　　　　（原本） | ・公的医療保険の被保険者証  ・年金手帳  ・児童扶養手当証書  ・特別児童扶養手当証書  ・住民基本台帳カード（顔写真無）  ・官公署または行政機関から発行された書類  （氏名と、生年月日または住所の記載があるもの） |

**【注３】代理権の確認**

マイナンバーの代理権の確認は、申請等の代理権の確認も兼ねています。

郵送で申請する場合でも委任状は、原本を提出してください。